

第四十三回 参議院法務委員会會議録第九号

昭和三十三年三月十九日(火曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

三月十八日

補欠選任

辭任

三月十九日

補欠選任

辭任

補欠選任

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

鳥島徳次郎君

後藤 義隆君

松野 孝一君

和泉 寛君

杉浦 武雄君

鈴木 万平君

武藤 常介君

大和 与一君

岩間 正男君

中垣 國男君

篠田 弘作君

黒金 泰美君

宮地 直邦君

野本 品吉君

津田 実君

平賀 健太君

松村 清之君

自治省選挙局長

法務省民事局長

法務大臣官房司

法務次官

警察庁刑事局長

内閣官房長官

政府委員

自治大臣

法務大臣

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局刑事局長

事務局長

常任委員

会専門員

西村 高兄君

桑原 正憲君

樋口 勝君

本日開議に付した案件

○商業登記法案(内閣提出)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(公共企業体等職員の労働争議に関する裁判の運営等に関する件)(地方選挙の違反取締等に関する件)

○委員長(鳥島徳次郎君) たいだいまから法務委員会を開会いたします。

○國務大臣(中垣國男君) たいだいま議題となりました商業登記法案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、商業登記制度の運用の実際にかんがみ、登記の申請人の利便をはかることと、商業登記事務の簡素化に資するため、商業登記の手続を合理化し、あわせて、現行規定の不備を補うため、商業登記に関する規定を非訟事件手続法から分離し、独立の法律として規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案において、現行規定を改めることとした主要点を申し上げます。

第一に、一般的な事項として、受附帳、申請書等の受領証及び登記の順序に関する規定を設け、登記申請の却下事由を個別的に列挙して、手続を明確にし、また、登記事項につき無効または取消の原因がある場合でも、これを争うことができなくなつたときは、登記をすることができなくなつたとして、実体関係と合致する登記ができるようにいたしました。

第二に、商号の登記について、登記事項を法定し、その変更等の場合における手続規定を設けて、手続を明確にし、また、営業の譲受人が譲渡人の債務について責任を負う旨の登記の申請人を譲受人として、手続を簡素化し、さらに、会社が本店を移転しようとする場合における商号の仮登記の制度を設けて、本店移転の登記の円滑化をはかることといたしました。

第三に、未成年者の登記及び後見人の登記について、登記事項を法定し、その変更等の場合における手続規定を設けるとともに、申請書の添附書面に關する規定を整備して、手続の明確化をはかることといたしました。

第四に、支配人の登記について、登記事項を法定し、その変更等の場合における手続規定を設けるとともに、申請書の添附書面に關する規定を整備して、手続を明確にし、また、会社の支配人の登記は、会社登記簿にするものとして、一般閲覧者の便宜をはかることといたしました。

第五に、会社の登記について、会社の登記の申請は、原則として会社の代表者がするものとし、会社の支店所在地においてする登記の申請については、当事者の出頭及び印鑑の提出を要しないものとして、それぞれ手続を簡素化し、また、会社が本店を移転した場合においては新所在地においてする登記は、旧所在地を管轄する登記所を経由し、旧所在地においてする登記と同時に申請するものとし、会社が合併した場合における消滅会社の本店所在地においてする合併による解散の登記は、存続会社または新設会社の本店所在地を管轄する登記所を経由し、合併による変更または設立の登記と同時に申請するものとし、さらに、会社の組織変更による設立の登記と解散の登記も、これを同時に申請するものとし、これらの登記の手続を合理化し、なお、会社の変更登記及び外国会社の登記の申請書の添附書面に關する規定を整備して、手続の明確化をはかることといたしました。

第六に、登記の抹消について、登記の抹消の事由を個別的に列挙して、手続の明確化をはかることといたしました。

以上がこの法律案において現行規定を改めることとした主要な点であります。その他の点につきましては、おのおの現行制度をそのまま踏襲いたしております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対して御質疑のある方は順次御発言をお願いします。――別に御発言もないようでございますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(鳥島徳次郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御意見もないようでございますから、討論は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(鳥島徳次郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○賛成者挙手

○委員長(鳥島徳次郎君) 賛成多数でございます。よって、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島島徳次郎君) 御異議なしと認めます。よって、さように決定いたします。

○委員長(島島徳次郎君) 次に、下級裁判所の設立並びに管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し質疑のおありの方は順次御発言を願いたいと思います。――別に御発言もないようでございますから、質疑は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島島徳次郎君) 御異議なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島島徳次郎君) 御異議なしと認めます。

それでは、これより採決に入ります。下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(島島徳次郎君) 全会一致でございます。よって、本案は、全会一致

致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(島島徳次郎君) 御異議なしと認めます。よって、さように決定いたします。

○委員長(島島徳次郎君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

岩間君から発言を求められておりますので、これを許します。岩間君。

○岩間正男君 私は、去る三月十五日に最高裁判第二小法廷で判決を出された公共企業体等の職員の争議行為に対する池田克裁判長の判決問題につきまして、二、三の手続の問題並びにこれをめぐる政府側の態度、こういう問題につきまして、とりあえずお聞きをしたいと思ふんです。この問題につきましては、これは日本の労働者に対する非常に重大な関連を持ち、日本の労働行政に對してしましてもこれは大へな影響を持つ問題でありますから、詳しくは当委員会でもっと詳細に御質疑を申し上げたいと思ふんですが、とりあえず私は当面する二、三の問題からお聞きをしたいと思ふんです。

まず第一に、最高裁当局にお聞きしたいのでありますが、今回の判決の事件とはほとんど同じような内容を持つていた摩周丸事件、この事件が最高裁にかけられたのは三十六年の二月、そうして現在第一小法廷で審理中でありま

す。ところが、このたびの全通島根支部事件それから檜山丸事件は三十七年三月で、それから一年もまだたっていない。ところが、これが大急ぎで判決された。ここにどうも納得のいかない手続上の問題があるように考えられるし、また、日本の労働者階級を初めとする民主勢力は、どうもこのことを非常に奇怪に感じているわけなんです。なぜ一体一年後に提案された同じような、ほとんど内容的には同じような事件がここで早急に結論を出されたのか、この点について手続上どういうことであつたのか、お聞きしたいと思ふんです。

○最高裁判所長官代理者(樋口勝君) ただいま御質問の点でございますが、どういふような事情で今回の事件につきまして弁論を経ないで判決により上告を棄却するようになったかというようなことは、当該裁判所部内の合議の結果によるものでございますので、われわれとしては窺知し得ないというやうな状況でございます。ただ、御承知のように、結局、刑罰法の四百八条に該当するものとして上告を棄却いたしましたというようにわれわれとしては理解するほかないと思ふんです。

○岩間正男君 これは裁判の手続上の問題になるのでありますが、やはり日本裁判は、公正妥当、これを抜きにしたら命はないと思ふざるを得ないものであります。ところが、今申しましたように、第一小法廷、第二小法廷に同じような事件がかかって、そうしてあとからのものが先にこのやうな判決を出された。しかも、檜山丸事件の場合には、第一に弁護側の選任届も、それから答弁書も書いていないのです。そういうときにこの判決があつた。これ

はどうも今までの慣例からいってまことに異例のことであると言わなければならぬと思ふ。それからまた、口頭弁論も開かれていないのです。それなのにこんなに急速に一体結論を出さなければならぬというその事態について、これはどうも納得がいけない、そういうふうな思われるのであります。この点はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(樋口勝君) その点も、先ほど申し上げたように、われわれとしては、どういふやうな事情で過日あのような形式で裁判があつたかというところは、われわれとしても承知できないわけでございます。ただ、もちろんこの宣告の期日につきましては、あらかじめ両事件とも被告人並びに弁護人のもとにはいつ幾日判決を言い渡すという通知はしてあるようでございます。

○岩間正男君 これは事務当局でありまして、裁判の内容に關係されないとはいへばそれまでのことでありますけれども、しかし、実質的には最高裁を統括している立場にあなた方立っていると思ふのです。そうして、世論は、御承知のように非常にこの問題に對して疑惑の目を向けている。そういうときに、この内容についてほとんど御答弁がない形で今のやうな答弁をなされていくというところは、非常にどうも納得できないというふうな思ふのであります。こういう問題は、あなたたちどうですか。どうも今のやうな手続上から考えまして異例だと思ふのですが、いつもこういうことはやられておりますか。こういう例というものは今まで何回もあつたというふうにはあなたたちはここで断定できますか。いかがです。

○最高裁判所長官代理者(樋口勝君) どういふ内容の事件についてという内容まではたまたま手元に資料がございませんが、数字だけ申し上げますと、昭和三十六年度におきまして上告棄却になりました人員が三千五百五十五人でございますが、そのうち、今回のやうに弁論を経ませんで判決で上告を棄却をしたというものが八・八%ということになつております。

○岩間正男君 八・八%というと、全くこれは少数な例です。あなたたちはこのことを御存じだと思ふのです。ね。一、二審ともこの事件は被告、弁護人の意見というものが取り上げられて有利な判決が下された。ところが、その結果に對して、これは検事上告になつたわけでありまして、これが本判決で引つくり返されてそれで検事上告が取り上げられたやうな形になるのであります。これはすでに新聞紙上でもいろいろ言われているやうに、學界、労働界はあげてこれに對しては異論のあるところなんです。今非常にこの問題については討論されている。もうこの議論はまさに二分されていると言つてもいい。こういうときに、口頭弁論一つ聞くことなくこんな判決を下すというところは、これはどういふことでしょうか。八・八%の例があるというのかどう。八・八%の例があるというのかどう。八・八%の例は全くまれな例でありま

す。しかも、この問題は、広範な労働者の基本的権利に関する重大な問題であります。日本の今後の労働行政を決定するやうな重大なものです。労働者の最も基本的な権利が否定されるといふやうな問題にこれはかかわっているものであります。それなのにかかわら

ずこのような軽率な態度に出られたこと、これは、はなはだ遺憾と言わざるを得ないのであります。これについて学界、労働界でこのような議論が非常にひんばんに行なわれているという事実は、これは最高裁判所当局は御存じですか。この点、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(樋口勝君)

ただいま御指摘のように、この棄却になりました二件につきましては、この原審の判決の内容、それとまた、この問題につきまして他の裁判所でも同様の事件が係属しており、また、論議の的になっておるといふことは、承知いたしております。

なお、先ほど、書面審理、つまり今回のように弁論を経ませんで判決棄却いたしましたのが八・八%と申し上げましたが、さらにほかの分を申し上げますと、弁論を経て判決で上告を棄却いたしましたのが一・九%、上告申し立て不適法ということで判決棄却いたしましたのが五・七%、その他の八三・六%というものは法定の上告理由に当たらないというので決定棄却、これが一番多数を占めております。

○岩間正男君

先ほどの答弁でも、とにかくこれは非常に問題のあるところですね。これについてはまだ決定的な結論が出ないとも言える問題です。そういう中で、口頭弁論も行なわれないう、それから実に納得のいかない、あのほうが先になるというような格好で急いでこういう決定を出されたことに對しては、今後の第一小法廷の同じような事件に対する影響から考えても、だれでもこれは非常に心配するわけですね。労働者の基本的な権利を守る事ができるか、こういう点、こ

ういふ実情があるという事態について、あなたたちはどうお考えになりますか。

○最高裁判所長官代理者(樋口勝君)

その点につきましては、やはり裁判の内容なり心証なりに関係もいたしますので、事務局としてはお答えを差し控えたいと思っております。

○岩間正男君

とにかく、労働問題は、これは日本の民主主義を守るかどうかという基本的な問題に最も深い関係を持つものだと思います。こういう問題がこういう形で一つの結論に到達したという事実に對しては、これは国民の批判が非常に大きく起こっている。この事実については、事務局はどうお考えになりますか。

○最高裁判所長官代理者(樋口勝君)

その点につきましては、新聞等に若干出ておりますが、まだ日が新しいので、われわれとしてもいろいろ深い反響という事はまだ耳にしておりません。

○岩間正男君

産経新聞、これはいわば資本家側の新聞ですが、その社説でさえも、この判決に對しては非常に問題点があると言っている。そういうような点から考えましても、私は影響するところ非常に重大なものを持っていると思えます。砂川事件の伊達判決の上告審の場合でも、あるいは公安条例事件の上告審の場合でも、これは口頭弁論が行なわれている。それだけ深い国民に對する影響を持つものだと思います。そういう形で行なわれたことについて、これは納得がいかない。大体、今度の裁判長は、暴力行為等処罰ニ關スル法律——これは今改正案として暴力処罰法というので問題になっておりま

すが、それをかつて大正十五年に刑事局に在職したときに立案をしたと言われる裁判長です。この池田克氏がこういうような判決を急がれたという点については、これは非常に問題のあるところだと思います。先ほど判決通知を出したところですが、これは三月九日です。そうしてそれが三月十五日に判決を下す、こういうやり方をやっているの

で、その間全くこれに對するいろいろな立論の余裕もなかった。それから、先ほど申し上げましたように、手続上において全く慣例を無視した異例の裁判審理手続だということを考えますという点、どうもこの背景が何かあるのじゃないか。しかも、判決を下された当時は、これは労働者の春闘の日でありました。そうして、これと符節を合わせるように、郵政大臣が、全通の労働者の争議行為に對しては厳罰をもって臨む、こういうような嚴重な、何か威圧的な声明を出しておる。これと符節を合わせるようにこのような判決がなされておる。これは非常に私たちが納得がいかない。こういうようなやり方で労働者の既得権というやうなものが侵害されていく、これは非常に遺憾な問題だと思っております。

そこで、私は官房長官にお聞きしたいと思うのですが、あなたはこの判決についてどういうふうに考えられているか。これは日経、朝日新聞を見ますという、日経の三月十六日付に、「判例そのものは、これを集めて行政の指針とすべきものだと思ふ。また現に公労法で争議行為が禁止されている以上、違反行為の責任が追及されることは当然と思ふ」というようなことを述べられ、また朝日新聞には「行政措

置をとる」とも記者会見で言っておられるのですが、こういうことだと、非常にこれは問題があると思ふわけでありました。官房長官は、労働者に一体団結権、争議権、このような労働基本権、こういうものがないというふうに考えるか。もしもこの裁判がこれで行なわれ、そうしてこの上に立ってさらにその上で今後の反動的な労働行政が行なわれるという事態になりますという点、これはゆゆしい問題だというふう

に考えるのです。第一には、政府が何かこの判決に便乗する、あるいはこの判決そのものが何らか期待されたやうな形で、待ってましたというのでこのやうな官房長官の談話を出された、そういう形にならざるを得ないと思ふのですが、労働者の基本権についてはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(黒金泰義君)

今、最高裁判の判決について政府側がとかくの批判をしたことを申し上げるのは恐縮かと思ひますが、政府が今までとっておりましたこの法律の解釈としては、公共企業体等の企業が持つております国家の経済なりあるいは国民の福祉に對します重要性にかんがみまして、公労法の十七条一項の規定は決して憲法二十八条に違反するものとは考えておりませんし、また、公企体の職員がこの十七条一項に違反して争議行為を行なった場合には、その争議行為についておそれる正当性の限界いかんというやうなことを論ずる余地はないものとは実は考えております。そこで、労組法一条二項の適用はなく、したがって、刑事責任の免責は受け得ないという行政解釈は政府が一貫してとっておるところでございます。また、今今回

の最高裁の判決がわれわれのとおっておりました行政解釈と同趣旨の明確な判断がなされたことで、われわれ今までとっておいた行政解釈が正しかったという行政措置の指針には十分になり得ることだと思っておりますが、私もどもいたしましては、今後ともこの終局の法の解釈が最高裁にありますので、この最高裁の判決の趣旨に従つて法の運用をして参りたい、このやうに考えております。

○岩間正男君

ただいまのような見解を述べられました。何かそうすると政府のほうが先行しているやうな感じもするのです。政府がそういう考えで、それで公労法の十七条の問題ですが、これは刑事罰を規定したもののじゃありません。これは非常に意見のあるところでありまして、あなたたちはこれをたてにして、そうして今度は憲法を否定するやうな形で刑事責任免責規定を適用しないのだ、こういうことになりまして、労働者は労働者でなく、これはもう全面的に否定される。そういう第一歩を切り開いていくという、非常に重大な日本の反動労働行政につなげてくる、そういう問題を持つのであります。ですから、今のやうな解釈であなたちが一方的にこの判決をいかにも待ってましたというやうな格好で受け入れる、そうして今後これをさらに拡大強化していくというやうな格好では、私は非常におかしいことになると思ふ。

第一に考えていただきたいのです、もう少し歴史的に。大体労働法の精神というやつは、これは極東十六原則か

ら出てきていると思う。労働者の争議権、団結権、団体交渉権、このような労働三権については、基本的にこれを認めるというのは、これはボツダム宣言を受諾した日本の労働行政に対する基本的な考え方であつたわけだ。ところが、御承知のように、これは一九四八年だつたと思ひますけれども、占領軍の指令によつていわゆる政令二〇一号が出された。そして公共企業体労働者の争議権というものを完全に剝奪するという、いわば臨時軍事的なものにつながらざるを得たわけだ。ところが、それを今度はさらに法律的に取り入れて、占領行政が今でもそのまま継続されているというのが現在の公労法の建前になつておる。日本が独立したとかんが言つておる。それから民主主義とかんが言つておる。それから労働者の労働行政の民主的運営とかんが言つておる。しかし、基本的には、こんな占領政策そのものを労働法規に織り込んでくる。こういう形でますます労働者に対する権利を侵害してきたというのが自民党内閣の今までの政策だつたといふように考えます。

私がお聞きしたいのですが、こういうような形をかりにとつていくとすれば、一方においてILOの批准を政府はまさになすとしておる。これもずいぶん時間がかかりました。何だかんだといふので時間がかかりました。しかし、これは、今国会に提案し、成立することも間近になつておる。ILOの批准によつて、国際労働者のいわば憲章ですね、その方向に日本の今までの労働行政を改めて、そして民主的な方向に変えていくとしておる。このこととこれは全く矛盾する。逆に、ILOを批准する、その前提条件としてこのような公労法をあくまでとつて拡大解釈、強化するというような方向をちゃんと作つておかなければILO八十七号の批准ができないのだ、いわばそういう既成事実を作るための手段としてこういうものが使われたといふふうにも考えられるわけだ。それに公務員に対する争議権の剝奪の問題といふものについては、これは世界的にもあまりその例がないわけだ。それから、現状から考えましても、労働者の争議権を剝奪したその反対給付としての生活権の確立の問題、すなわち、人事院の勧告に対する政府の処置の仕方をもつて見ましても、そのような労働者の要求というものをそのまま受け入れてそして尊重するなど言ひながら、実質的には時期を半分に減らす、こういうようなやり方で、全くこれはごまかしのやうなやり方だつて参りました。労働者は、今の物価高で当然自分の生活を守る立場から、現在の要求を大きく実現するために戦わざるを得ない。そういう態勢に政府みずからが追い込んでおると思ふ。そういうやうな一方的な反対給付の問題といふものは、全然これは年々ごまかされて、そして、労働者の基本的な権利といふものは守られないでいって、一方だけ争議権をあくまで奪う。そして、今度はこれに對して、今まで当然認められる法の範囲内での団結を守つて労働者は戦つてきたと思ふのであります。それをさへ刑事罰の対象にするという格好で、一段とそのやうな反動態勢を強くしてきておる。これは非常に重大な問題だと思ひます。このこと

はどうですか。ILOの批准と関係して非常に矛盾する。世界の世論から見まして、どうも池田内閣の持つておる方向といふものは全く了解するに困難だ。こういうふうに向うのだが、この点はいかがですか。

○政府委員(黒金泰義君) 岩間さんのおっしゃるとおり、ILOの八十七号条約批准の問題は、今参議院に提出いたしました御審議を願つておる。実質的には、御承知のように、結社の自由でありますとか、結社の運営の自由でありますとか、あるいは役員選出の自由でありますとか、こういうことに政府の干渉を禁止している内容でございます。違法行為の禁止制限とはちよつと関係がない条約でございます。私ども、この八十七号条約の批准の問題と、先ほど申し上げました争議権の問題、これとは全然別個に考えておりますので、矛盾は感じておりません。

○岩間正男君 今のやうな御答弁でありますけれども、結社の自由と団結権を認めると八十七号、この問題は、労働者の基本的権利をはつきり確認する上に立っているわけだ。ところが、争議行為禁止といふ名前で、実は当然正しにそのやうな労働者の基本的権利の上に立つた行為、これをどんどん制限したり、これに對する圧迫をしてきておる。さらに、争議行為そのものに対しては、もう最近では、政府の先ほど官房長官から説明されたやうな態度の中であらゆる弾圧態勢をとつてきておる。処罰を對象としておる。そして、不当な圧力を加えられてきたといふのが今までの姿であります。これに對してILOから勧告が政府になされてい

るはずですね。こういう勧告とも照らし合せて、どうですか。八十七号の批准といふものは、単に法文の形の上だけの問題じゃなくて、その精神をどう守るかといふところにはつきりした考えを据えておかなければならない問題だと思ふ。ところが、その方向は全く等閑視されて、そして形の上だけILOの批准をやつてしまふ。実質的には既成事実をどんどん作る。これまでの政府がこつと三年非常に批准を延ばして延ばしてきてきたその背後には、あくまで労働者のこのやうな基本的な権利をはつきり縛つて、そして公労法なりまた公務員法なりという関係法規というものを一方において非常に変更してきておる。そして、改悪するやうにして一方では、阻止をあくまでやろうとしておるわけだ。そういうことを考えますと、今の一連の反動的な労働行政とこの最高裁の判決ははつきりつながつておる。そして、受け立つやうな官房長官の談話まで發表されておる。待つておりましたとばかりこのやうな態勢をとられるといふことは、私は、ILOの批准をやるといふ政府の、いわば国際的な一応のお義理の上から追い詰められてやむを得ずやるのだ、しかし、実質的にはなかなか承服しないのだといふまあおかしな形での消極的な態度に對しては、重大な問題を持つものだと思ふ。

で、どうですか。私先ほども申しましたやうに、これは占領法規の継続なんです。この占領法規の継続の上になつておかつ労働行政をあくまで続行しよう、こう考えておるのかどうか。私はこの精神がILOの批准にあつて根本的にただされなければなら

ない重大問題だといふふうに考えています。この点いかがですか。

○政府委員(黒金泰義君) 先ほど一番初めにお答え申したやうに、今回の判決は、われわれが公労法その他を解釈いたしました解釈とたまたま一致いたしましたので、われわれの行政の解釈が正しい、こういうまいわば自信ができたわけでございますが、したがひまして、今までのわれわれのとつておつた態度を変える気持はございません。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をとめて。
○委員長(島島徳次郎君) 速記をつけ。
○岩間正男君 最後に申し上げます。先ほど申し上げたやうに、日本の労働行政を根本から変える、しかも、悪い方向に反動的な方向に変えるといふ、そういうことは意圖がある問題だと思ひます。そして、政府の従来の解釈そのものがもう国会でも何べん論議されたか。さらに、学界、労働界におきましてはこれは非常に問題のあるところだ。世界的な世論の中でも、ILOの勧告が示しているやうに、非常に大きな問題があるところだ。そういう態勢の中で、なおかつこのやうなやり方を変えないで、逆にこれにいわば藉口してとつと強化するといふやうな反動的な態勢をとるといふことは、私はこれは非常に重大な問題だと思ひます。こういう態勢の中で、はつきり池田総理が言つておる安保条約を実施するのだ、そのための体制を作るのだ、一方では日韓会談を国民の反対を押し切つてあくまで強行しよ

うとする国内体制の強化につながって
いると、こう断ぜざるを得ないと思
うのでありますが、そういう体制を
なしたちやる気ですか。これは答弁は
要りませんけれども、そういう格好
で、池田内閣の労働行政がそういう
ところを一つの契機としてさらに反動的
に強化されていくということは、われ
われは断じて許すことができないと、
こう思います。最後にこのことを申し
上げておきます。

○政府委員(黒金泰義君) 先ほど来何
回か申し上げましたように、今度の判
決は、今までの政府の見解と同趣旨で
あったということをごさいますして、わ
れわれ政府の側では、この判決を根拠
にいたしまして何も新しい意見が出た
わけでもございせんし、ことさらに
何か圧迫するような、そんなような
ことは全然考えておりません。今まで
やっておりましてと同様のことを
今後とも引き続いて方針にして参りた
い、これだけでございまして、新しい
見解が出たわけでもございせんし、
新しい弾圧を加えるなんということは
毛頭考えておりません。

○岩間正男君 私の上申上げているの
は、ILOの批准をやらうという政府
は、世界世論に耳をやりかしていく
と、そういう方向から今までの労働行
政について根本的に検討しなくちゃな
らない。その労働行政の一番大きな問
題は何かといったら、占領政策の継続
だということです。政令二百一号でこ
れを公労法の中に入れてきた。ここで
全面的に改正する、そのような政府の
態度の大きな変化がなしにILOを批
准したって、全くのこれはごまかし行
為だ、こう断ぜざるを得ないと思うの

です。そのところをあなたたちは根
本的に考える必要があるのだというこ
とです。今までの解釈そのものが問題
なんです。この解釈が、占領時代に
マッカーサーの指令によりましてなさ
れたところの政令二百一号を少しも変
えていない、そのままそっくり入れて
きている、だんだんそれを拡大解釈し
ていくという方向に日本の労働行政を
追いついてきている。そういう矛盾に
ついてはつきりこの際明らかにするこ
とが必要なんです。今のような、つ
まり今までの解釈を少しも新しくする
ものじゃないというのを言っているま
すが、そうじゃなくて、根本的にやは
りILOの批准を契機として日本の労
働行政そのものを、世界的な視野から
も、それから日本の民主主義を守る立
場からも、労働者の生活と権利をはっ
きり確立する、そういう立場から再検
討しなくちゃならない。そういうこと
ろにたまたま適にこういうものが出さ
れたことが大きな私は意味があると思
う。そうしてそれは明らかに政治的意
図につながっているんじゃないか。そ
の背景も、今申しましたように、これ
は最近の日本の日韓の問題なんかとつ
ながった問題がある、こういうふう
に私は言っているのです。この点、ぜひ
これは検討される必要があると思うの
です。ぜひ検討してほしいと思う。そ
れだけです。

○委員長(島島徳次郎君) 速記をとめ
て。
○委員長(島島徳次郎君) 速記をつけ
て。
【速記中止】
○委員長(島島徳次郎君) 速記をつけ
て。

○委員長(島島徳次郎君) 岩間君。
○岩間正男君 自治大臣の御出席を願
いまして、私は、統一地方選挙が間近
になったその前に、二、三の問題でせ
ひこれは明らかにしなければならぬ
と思う問題があるわけでありまして。と
申しますのは、当委員会でもししばしば
今まで問題になってきたのであります
が、青森県の尾上の町長選挙、これを
めぐりまして大がかりで悪質である選
挙違反が起こって、大量の逮捕者、検
挙者が出ております。しかも、この選
挙を見ますと、同町では、公開選挙都
市宣言を全国で第二番目にやった。と
ころが、公開選挙に藉口して、実は、
公開選挙は、事前運動、買収、供応の
場になった、こう考えられるのであり
ます。そういう中から、公開選挙の役員
である町会議員あるいはまた当選した
候補者の議員が検束、逮捕されたとい
うような事態まで発展しているわけ
です。人口わずか六千人の町で四百三十
人ものこのような違反者を出して、そ
うして問題は現在検察のほうで調査を
されておるわけですが、公開選挙
されておるわけですから、公開選挙
そのものにとつてこれは非常に重大
な問題を残しておると思ひます。した
が、いままで、この前、選挙局長に出
ていただきまして、自治省の選挙対策の
立場から考えてもこの尾上の事態をせ
ひ現地に人を派遣して調査すべきじゃ
ないか、これは必ず大臣に伝えてその
返答を当委員会に出していただきたい
、こういうふうな要望いたしてお
たのであります。この点、どうなり
ましたか、まず、その点からお聞きし
たい。

○国務大臣(藤田弘作君) 職員をすで
に現地に派して関係者の調査をさして
おります。それから、公開選挙推進協
議会と候補者あるいは運動者との関係
はどういうふうになっておるかとい
うような問題についても、すでに調査団
を調査団といふほどのものじゃあ
りません、調査員を派遣いたしました
事情を聴取いたしております。
○岩間正男君 調査の結果で現在まで
判明したことについて御報告を願いた
い。

○政府委員(松村清之君) ただいま大
臣のほうからお話ございましたよう
に、三月十五日、選挙局の職員二名を
現地に派遣いたしました。選挙局のほ
うは取り締まり関係はございせん
ので、選挙管理委員会との関係とか、
警察本部とか、公開選挙推進協議会と
か、あるいは候補者の運動関係者、ま
あその他二、三の町の町民等から、で
きるだけ公正な事情が把握できるよう
に調査いたしたのでございます。

この調査結果は、今取りまとめ中
でございますけれども、これらの結果の
模様につきましても、事件の経過は先
般申し上げたところと変わりのないの
でございますが、この選挙は、過去長
間の保守陣営のいきさつから、選挙
そのものがきわめて激しい対立関係で
行なわれたということ、それから、先般
申し上げましたように、公開選挙推進
協議会が中心となりまして公開選挙
の宣言を十二月に行なつたのでござ
います。この宣言そのものは、別にこ
れを批判するものでも何でもないの
でございますが、この公開選挙宣言を
行ないましたその推進力となつた方々
は、非常に自覚のある方々であつたと
考えられますけれども、選挙の当事者
あるいは一般住民は、この公開選挙へ

の自覚がまだそれほど盛り上がって
いなかった、こういう事態の中で激烈な
選挙を迎えました結果、先般申し上げ
ましたような違反が多数出たのでござ
います。一方で公開選挙の宣言を行な
いながら、他方でそういう違反を起
しましたということは、結局、形の上
で公開選挙宣言を行なつたのでござ
います。が、実質的には公開選挙への自
覚というものがまだ足りなかつた、し
かも選挙そのものは非常に激烈であ
つた、こういうことで、普通一般に苛烈
な選挙の中に行なわれましたような思
わしくないいろいろな事件が起きた、
こういうふうに思われるのでございま
す。

なお、この選挙の結果、一部の
人たちの間では、選挙について非常に恐
怖の感を抱いた向きもあるようでござ
います。しかし、一般的には、この
ような事件を契機としたしまして、く
じけないでひとつ進んでいく、そし
て農村における封建制度は一朝一夕に
して打破できるものでないから、今後
はひとつ他人の意思に左右されない自
分の一票というものを再認識して立ち
直ろう、こういうような空気が住民の
間でも相当見受けられた、現地へ行
った人の話によりまして、そういうふう
に見て帰ってきております。

今取りまとめ中でございますので、
現在のところ、大体そのようなこと
を現地の視察者から聞いておるよう
な次第でございます。

○岩間正男君 今の結論で要領を得な
いところがあるわけですが、第一に、
この選挙は非常に不当な形で行なわれ
たということ、それから公開選挙その
ものがこういう買収違反に利用され

た、こういう実態は認めておられるかどうかですか。

○政府委員(松村清之君) 公明選挙が買収違反に利用された、こういうことにつきましては、現地視察者は認めておりません。ただ、何しろ小さい町で公明選挙運動をやっておるわけでございますから、たまたま公明選挙運動の関係者が、これだけの大量の事件関係者が出ましたからには、関係しておった人もおったのではないかと思ひますけれども、公明選挙そのものがこういったことに利用された、こういうことは無い、こういうふうに見て帰っております。

○岩間正男君 これは、この前私詳細に申し上げたから、ここで繰り返す考へはないですけれども、役員の中には相当町会議員とかあるいはその他の有力者がいた。そういう人たちは、公明選挙の名においていろいろな会議をやったり、そういう場所を利用して酒を飲ませる、こういう事実が具体的にあったわけですね。ですから、そういうところをやっぱり調査してほしかったと思う。

それから、公明選挙の役員をやっていた人で、何人一体あげられたか、そういうことまで調べましたか。そういうところを調べなければ、公明選挙との関係はなかったとか、一般論では話にならない。今の調査には、少なくともそういうところが具体的に上がらなければ、ないだろというそんな判断だけ、そんなことを聞いているのじゃない。そんなことは私たちのほうはもっと詳しく、二回も行って調べているのですから、その点どうです。その点、

自治大臣はおわかりですか。それは警察庁でもわかつているでしょうな。

○国務大臣(藤田弘作君) 選挙違反になりますから、取り調べは警察が行なっているわけでありませう。したがって、公明選挙の関係者が何人違反に問われているかというところは、選挙違反は、選挙局ではなくて、警察が調べておりますから……。

○政府委員(宮地直邦君) 私のほうの調べでは、今のところで、公明選挙の関係者というところについては、統計をとってきてはおりません。われわれのほうでわかつておりますのは、どういう事件の内容で、どういうふうになつたかというところのみであります。

○岩間正男君 これは、大量検束者の中に町会議員とか候補者の義弟とか、こういう人たちがあつたわけですが、これはどうですか。

○政府委員(宮地直邦君) ございませう。

○岩間正男君 町会議員なんか全部役員だつたはずですね。総決起大会を開き、町会議員全部役員になつて、その役員が運動員に早変わりをして、そして先頭切つて今のような公明選挙の名によつて実は買収違反をやつた。このところが非常に問題です。こういう形は、単に尾上だけでとられていて問題ではないと思ひます。これは、自治省から出している選挙の何かペンフレットがございませう、あれを見ますと、公明選挙についていろいろのそういう望ましくない違反の事実についてやはり問題が指摘されているのですから、これは自治省としては認められて

いるわけですが、これに対してどういうふう

うふうに処置されるのか、こういう点がお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(藤田弘作君) 選挙違反でありますから、検察、警察当局が判断をいたしまして、これは犯罪であるというところになれば、これはもちろん起訴をいたすわけでありませう。裁判は、当然裁判所で行ないます。自治省といひましては、いかに公明選挙をうた

いまして、選挙をやる候補者なりあるいは選挙民、それが十分にその重要性を自覚しないで、公明選挙という文句だけを頭に入れて、行動はそれと違つた行動をやるということになつてくれば、これは警察と違ひまして、それを連れて来ていひゆる頭の焼き直しをするというところは、これは自治省としては当然できないことでありませう。

したがらして、啓蒙活動を根気強く続けて、そしてそういう人々の反省を促す。もちろん、公明選挙に名をかりてその神聖な場を泥靴で踏みにじるようなそういう悪質な者については、これは裁判所において十分な制裁が加えられるものと、こういうふうな考へております。

○岩間正男君 この町で泥迷選挙とか巧妙選挙と、こういう皮肉つた言葉が非常に行なわれていることを大臣は御存じですか。

○国務大臣(藤田弘作君) それは知りません。

○岩間正男君 そういう格好です。とにかく、町の一割近い人が事件の違反者であつてゐるんですからね。取り調べを受けている。これは松山でも相当大がかりな違反が起つてゐると聞いています。松山は、御承知のよう

に大都市だ。そこで何百人かのそ

いう検束、逮捕があつた。ところが、あの町は、御承知のように、有権者は六千人です。だから、部落ぐるみあげられ、部落ぐるみ公民権停止の、そういう心配のある人さへあるという格好では、ほんとうに今まで例を見ないと思ふんですね。ところが、そういう態勢の中で、一体どうです。この違反の問題に関連し、たとえば当選をした葛西という候補者ですね、町長です、この町長は、一体どういふなをやっている。これは町長なんか会つて調べられましたか。選挙局はどうです。どうなんですか。

○政府委員(松村清之君) 実は、関係者には全部会つて事情をお聞きする予定でございまして、行つた当座、町長は不在で、つかまへられなかつたというところでございませう。

○岩間正男君 不在になつたのか、あるいは特にその目はずしたのか、それはわかりませんけれども、これは私はこの前もここで問題にしたのでありますけれども、その後、この当選した町長、これだけの大事件を起こした町長から、礼状が出されている。この礼状によりまして、この前も問題になつたんですが、「再選の榮に浴し引続き町政を担当出来得ますことは真に男の花道を涉つた感激で一杯でございませう、こういうひひものを山出して

いる。これはあとでお目にかけますが、これはどうです。自治の運営から考えまして、大体、今度の選挙では非常に町民が怒つてゐますよ。その例としては、この前もあげたんですが、こういうことを言っている。ある人物はこういうことを言っている。「大量の違反者が出たのに、候補者などは手が

回らない。四年後には、過去を遠くへ押しやつて、きれいな公約を並べる。この繰り返しが続く限り、政治自体がよくならないと思ふ。私たちは無理やり前科者の印を押されたようなものです。両候補に責任はないものだらうか。」「こういうような感想を述べています。それから「尾上町を天下の恥さらしたの葛西、山口両候補の責任だ。四百余人の町民を巻き添えにして本人たちが安泰なのはどうしたわけだ。」「こういう不信の念が盛り上がり

つてゐる。これは当然です。まあとにかくあすにおける選挙の実態を私は触れたんですけれども、吹雪の中で

ありましたけれども、あつた雪の中で、一つの部落のごときは、おそろく酒を飲んだらうと思ふが、おそろく酒を出てくる猿田彦みたいな顔を

して、まっかな顔をしながら、手ぬぐいやえり巻でもって顔を包んで、そして一つの部落にはもう五十人ぐらゐん

でゐる。門柱や木立の陰に隠れてゐる。私は、隣の部落にわが党の候補を応援するために行つたのです。そうすると、ヘッドライトが光ると、顔を全部そむける。だけれども、車が通り過ぎるとぞろぞろと道へ出て来て、またうしろを見送つてゐる。こういうこと

です。つまり、あの部落における警備隊ですね、これは。いわば、防衛態勢をとつて、その部落に入れない。そういう中にいる人たちの自由意思というものはじゅうりんされてゐる。あるいは、そういう中で部落推薦に反した者はほとんど村八分にされている。あるいは、警察からそういう違反の問題について出頭を命ぜられた、そうして実

六

情について調査をされたその結果は、部落全体があげられるというような事態が起こっている、その部落の人たちがそれを全部つまはじきをして、町に出てこれに対して悪罵を浴びせかけ、こういう格好です。あるいはまた、買収の品を送られる。そうすると、それを断る。断れば、気に食わないのか、何か気に食わないことがあるのか、逆にもうものすごい圧力が加わって、これは生活権さえ奪われるというような、そういう恐怖的な態勢の中でこの選挙が行なわれておる。その結果、これはとにかく警察の手が伸びて、そうして一応このように検束、逮捕者を出した。それについて町民のごうごうたる不満が下から盛り上がってくることは、これはあたり前です。そういう中で当選した町長が、こういうようなに出しているわけですよ。これは自治大臣、見て下さい。一体、これは今の選挙をなめているのじゃないか。これは刑事局長も見て下さい。警察だって全然なめられていぬ。四百人逮捕したって、何にもならぬと思う。この手紙見て下さい。男の花道というの何ですか。やぐさの仁義じゃないですか。こういう格好で出てきた町長というの、これから町政を担当できますか、国民の信頼を得て。民主政治もへたつくれもないでしよう。どうです、これは。自治大臣のそれについての意見を聞きたい。

○国務大臣(橋田弘作君) あなたがおっしゃったようなそういう非近代的な選挙が行なわれたから結果的に大量な違反が出た、これは裏表でありま

御迷惑をかけ、村を騒がして申しわけない、当選の晩において身辺をきいにして慎んでこの御迷惑に対して町政の上において報いるつもりだといくらいいのまあ挨拶状がしかるべきものだと私は思いますが、そういうことに一つも触れないで、男の花道を汚った感で一杯だということとはこれはあなたが選挙の運営といつて自治大臣をお責めになりますけれども、選挙の運営以前の問題ですよ。本人のカルチャアの問題です。こういう本人の個人的なカルチャアの問題までも私に言われうもの立場から申しますが、選挙といふことはほんとうにまあ啓蒙運動といふ以上、啓蒙運動をしなければいけないだろと思う、今あなたが村民が激怒しているというお話であります。が、激怒するの当然でしょう。そういう場合には、やはり法律上の手続によつていろいろな方法があるわけですから、村民の意思というものをある時期においての法的手続によつて現わすということも可能なわけですよ。

○岩間正男君 選挙以前というお話がございましたけれども、これは政治道徳的に言えば、全く棒にもはしにもかからないようなやぐさの仁義みたいなものです。ところが、そういう者にとにかく公明選挙の名において選出している。そうして、そういう実態について、徹底的に選挙の当局者は、こ

なわれていいのかどうか。これは、日本の自治全体の問題として、そうして自治を執行する当面の町の理事者がそういう汚い背景、まことに問題にならない背景の上に立って選んでいるというこの現実、これは尾上だけではございせん。大なり小なり、ほんとうにあるのだ。ことに、日本の農村地帯にはあるのです。今の、たとえば部落で監視をやっておるなんという、そろりとビケを張っておるという、ほかの人は絶対入れないという、全く人権というものがじゅうりんされた形で選挙が行なわれておる。それに対して、今度の選挙もいよいよ告示があと四日後に迫つておる。そういう事態の中で、こういうことが明確にされないで、ずるずる選挙に入れば、また再生産されますよ。大なり小なり、再生産されます。私は、そのことだけを問題にしておる。これは、何も尾上だけの問題じゃございせん。選挙以前と言ふけれども、こういうものがたくさんいるのだ。この点、どうです。

投票の過半数と申しますか、最大の得票をとりまして町長に選ばれた、その選挙のやり方がよかつたか悪かつたかということは、今、検察庁で調べておる。また、自治省としても、今日までの状態は、先ほど申しましたように、民主主義以前のものとあるという考え方を持っております。だからといって、選ばれた町長に対して、それが町長の資格がない、あるいはすぐやめるべきであると、そういうことを自治大臣は言うべきものでない。おのずから、選挙民というものがあつて選んだ、その町長がもし裁判によつて有罪にならない、そのまま町長を持続するといった場合には、さつき言つたように、リコールというやうな、いろいろな法律上のやり方があります。それによつてやるのが民主主義の常道であつて、いきなり自治大臣である私がこういう者は資格がない、やめたらいいだろうと、そういうことを言うということは、民主主義に対する一つの誤まりであると、こういうふうに私は思ひます。

選挙そのものについて、あなたたちは一体どういふふうな方針で臨むかということを私は今問題にしておるわけですよ。

○国務大臣(橋田弘作君) 私が今申し上げておるのは、「男の花道を汚った感激一杯でございませう」というこの文章が本人から出されておるものであるという前提のもとに立って言つておる。しかし、よく調べてみなければ、このはがきそのものが、本人が出したものであるかどうかということもわからない。あるいはまた、逆に、ほかの人が出しておるかもしれない。そういうことがありますが、警察にいたしましても、十分に証拠を調べなければ、そういうことは軽はずみに言えません。でありますから、私が先ほど申し上げましたのは、本人がこういうはがきを出したと、そういう前提の上を立て、もしそういうことであるならば、これは選挙以前の問題であつて、本人の教養の問題であるということをして申し上げたわけでありませう。

○委員長(島島徳次郎君) 岩間君に申し上げます。大臣が公用でありますので、できるだけしほつて、重複を避けて、結論に入つていただきたい。

○岩間正男君 これは郵便物ですよ。この前問題にしたのですがこれはまだ調べていないのです。これはあなた調べるのはわけないんじゃないですか。それから形式犯としてもこれは選挙法にもひつかかるとする。この問題よりもっと、このことも問題だが、このことよりもっと大きな問題は、今の政治道義の問題です。こういうものを前提として、そうして尾上町というやうなのが大小無数にあると言わざるを得ない。日本がぶ

つかっている最も極端な例です。そうすると、ほんとうに今度の選挙に対して、あなたたち単に今までの問題をほかおかりして公明選挙公明選挙というようなかき声だけで、実質は公明選挙そのものが大いにこういう買収違反のようなものに使われながら運用されて、そうしてその上に築かれた地方自治というものは一体何ものかということ、このところにはやはり深いメスを入れなければならぬ、こういうことを言っているわけですね。その点、どうなんです。

○国務大臣(藤田弘作君) もし、選挙が、自治省も検察庁も警察も何も要らないできれいな公明選挙が行なわれるならば、高い国費を出して公明選挙運動をやる必要はありません。そのくらのことはあなたもおわかりだろうと私は思う。いかに公明選挙を唱えても、選挙界の粛正というものは全くむずかしい。だからして、何とかして少しでもそういう違反を減らして公明選挙運動をやるかと思うから、われわれは苦勞をしている。だから、こういう事犯が起こったから、公明選挙運動は役に立たない、そういうようなお考えは間違いだと思ひます。こういうふうで、幾ら笛を吹いてもなかなかついてこない。だから、われわれは一生懸命に公明選挙運動をやる必要がある。途中で止めてあきらめてはいけなないのであります。言いかえれば、一つの教育でありますから、これはもう氣長にうんとやる以外に方法はありません。自治省としては、公明選挙運動は、これによつてますますやらなければならぬという必要を痛感しております。同時に、警察は、こういうよう

な、端的な言葉で言えば、公明選挙運動に便乗したそういうようなやり方というものは、これは普通の違反よりもっと私は罪が重い。だから、そういうものについては、厳正にどしどしと検査をして、当然これは裁判所もまたこういう悪質なものについては処断がきびしいだろうと、そういう教育と宣傳啓蒙と、また違反の処罰、この両面から私はますます公明運動をやり、また、ますます厳格なる取り締まりをやらなければならぬ、こういう考えであります。

○岩間正男君 私が心配しているのは、もう四日後に知事選を皮切りにまる一カ月半にわたって統一地方選挙が行なわれる。その前の政治指導といいますが、自治省として、これに對して、たとえばこういうひどい例が起ったのですから、こういうことを再びしないようなそういう一体対策というものはあるのかないのか。それを一体どういうふうなこの非常に間近に迫った問題に對して、やていくのか。これは私は指導としては大切だと思ひます。公明選挙の話がありまして、たけれども、公明選挙だといって六億円ですか、去年の参議院選挙の前に金を出しました。しかし、あの成果は上がりましたか。逆にこれはこういうような事態の選挙違反というふうなものを増加している。そういうような方向に使われている事態があるのです。公明選挙なんといつて、尾上の場合、これがなかったら、こんな事態はこれほどひどくならなかったのじゃないかというふうな考えられる。この点について、公明選挙というものはこれはもう全面的に再検討しなければならぬ問題

を持っています。そういう形から起ったこういう事態について、いよいよ当面した問題としてどういうふうな自治大臣として一方方針を明確にしていくかというところをお聞きしているのです。この点、どうです。

○国務大臣(藤田弘作君) 今回の青森県における選挙違反の問題は、新聞あるいはラジオ等、マスコミを通じて全国にその内容が伝えられ、また、国会におけるこの委員会の質疑応答を通じて、これは当然全国に伝えられる。ときあたかも統一選挙を前にしてこういう問題が起ったということは、ある意味において一般の心持を引き締め、もって他山の石となすということにも役に立つのじゃないか。あなたのおっしゃる通りに、公明選挙をやったって犯罪ばかりふえて何も公明選挙は役に立たないじゃないか、公明選挙は再検討すべきときだと、あなたはおっしゃるが、それならば、公明選挙をやらなければ犯罪は減りますか。病人がたたくさん出て死人が多いからといって、病院を閉鎖しますか。そういう理論は私は成り立たないと思ひます。であるからこそ、私は公明選挙というものをますますやらなければならぬと思ひます。伝染病が流行して死人がたくさん出るから、病院の医者も研究をし、薬も集めて、治療方法も充実していかなければならぬ。そういう、犯罪者がよけい出てふえてくるから公明選挙はやめたほうがいいんじゃないかというふうなそういう敗北主義には、私は反対です。

というものをやってから選挙の犯罪は一体減ったかふえたか、そういう統計の上に立つてみれば、公明選挙の果たした、果たしつつある役割は明らかになるわけですから、今のうちに病気がはやっているから医者の問題とか、こういう一つの比喩ではこれは解決のつかない問題です。

○岩間正男君 何も敗北主義とかなんとかいうのじゃなくて、これは統計的に見ればわかると思ひます。公明選挙というものをやってから選挙の犯罪は一体減ったかふえたか、そういう統計の上に立つてみれば、公明選挙の果たした、果たしつつある役割は明らかになるわけですから、今のうちに病気がはやっているから医者の問題とか、こういう一つの比喩ではこれは解決のつかない問題です。

は、結果においては、それは百パーセント保証は取り付けることはできないにしろ、それにしろ努力することは当然だと思ひます。これは国務大臣である自治大臣の任務だと思ひます。これははっきり確認しなければならぬ。どんなことを言つたって、これは石川五右衛門じゃないけれども、浜の真砂は尽きることがあつても、世の中から選挙違反を絶やすことはできないという基本の上に立つて今の池田内閣の選挙指導はなされておる。これはたいへんなことです。重大なことですから。そんなばかげたことを発言されちゃいかぬと思ひます。

○国務大臣(藤田弘作君) あなたと私の話は、水掛け論ですよ。委員会の質問じゃありませんよ、はっきり申し上げます。僕が保証して、それじゃ選挙違反を――自治大臣であるかしりませんけれども、とにかく選挙制度始まって以来、こういういろいろな悪質違反というものはずっと続いてきた。われわれは、それを少しでも減らすように今努力している。その場合において、こういう違反を私がなくするよう保証すると言つたら、私がうそをつくことじゃないですか。神聖な国会の席上で私のうそを聞いてあなたは何の足しになりますか。

○岩間正男君 だから、あなたは、それはとにかく結果においては一ぺんで根絶やしにすることはできないという現実、それはもうそうでしょう。だけれども、それに対して、それを減らす方向にやはり一つの大きな方針を明確にすべきじゃないかと言っているわけなんです。それはどうなんですか。

○国務大臣(藤田弘作君) これは、再々申し上げるに、あらゆる手段を使い、先ほど申しましたように、一方において啓蒙運動をやり、一方において取り締まりを厳重にする、そうしていろいろな講演とか指導とか、あるいはマスコミを通じて選挙違反というものが民主主義を食うパチルスであるということを宣伝をし、また、普通選挙違反というものは一般に破廉恥罪と考えておられないけれども、選挙違反というものは最大の破廉恥罪であるというふうな教育をしまして、そうしてあらゆる面において努力をして選挙違反を減らそうとしているということは、もう再三申し上げておりであります。

くったようなものじゃないですか。ばかにしている。警察をなめているじゃないですか。それで、一方ではあれだけの大騒ぎをして警察がとにかく現在捜査しているさなかにおいて、そういうものが平然と出されている。

○岩間正男君 今お聞きしたのですが、これは一つのご一般論みたいなことで、むろんここですぐに特効薬が出るかどうかという問題は問題だとしても、少なくとも私は、決意として、とにかくこういうような全く悪質なあなたのお話しになりました選挙違反だというふうな前近代的な形の上に立っているこういう事態をなくするために努力をすべきだし、また、迫ったこういう期日の中で、検討されることが絶対必要だというふうに考えます。そうして、具体的にこういう問題をとりえて、今度の選挙の中ではそういうものをなくするような方向に努力する方針を出すべきじゃないか。

もう一つの問題だが、青森の県警本部長に告発をした問題であります。隣の黒石で、やはり今度の選挙を前にしていろいろな買収違反が、ここに告発状もありませんけれども、やられていまして、それでそこを取り調べをするというの、一つはそういうことを繰り返さないというそのためにやること、一番大きなねらいだと思っております。ところが、全然これは今の町長にはきかない。隣の黒石では尾上町に起こったような選挙違反というふうな事態は何にも教訓にならないということの証拠じゃないかと思うのです。こういう事態を告発しなければならぬというあなたさんの事前のなにか起こって、そういうと、警察は取り締まるような態度をするけれども、これは微温的なものであり、あるいはまた何かそここのところがなれ合いみたいな形で行なわれると勘ぐられても仕方がない。そういう上に立って依然としてこういうような違反事実というものが積み重ねられていくのじゃないかというふうにも考えられますが、これはどうなんですか、一体、だから、お聞きしたいのは、大体そういうような町長のやり方、それから尾上における現在の捜査の経過それからもう一つは、新たな問題として告発をした黒石における選挙運動の買収違反、こういう告発

○政府委員(宮地直邦君) 第一点のこの挨拶につきましては、適当か不適当かという問題ではなくして、これは公選法上の事後の挨拶行為になるからないか、こういうことにおきまして現在事案の真相を明らかにするようにいたしております。

第二点の黒石町の問題につきましては、これは告発状もあり、警察におきまして、一部の事案につきましては、また、告発状がない事件につきましても承知いたしておきまして、これらにつきましましては目下捜査中でございます。

○岩間正男君 それから、尾上のその後の捜査のなにはどうですか。

○政府委員(宮地直邦君) 尾上町の事件につきましては、一応捜査を終わりました。今申されましたような相当の数字におきまして事件を送致いたしましたのでございます。

○岩間正男君 本部に青森に行つて会ったのです。告発の場に私も立ち会った。そうしますと、やはり態度がきびしくないのですな。そういうことをいろいろ出されておりますけれども、なかなか捜査が困難だとか何とかという態度でいるのでありますが、選挙のそういう違反の問題に対する態度は、大体そうなんですか。ああいう尾上の問題が起った直後だけに、この黒石の問題というのは非常に私は重大な問題を持つていふと思う。だから、自治大臣の先ほどの言葉をかりれば、とにかくこれをなくす方向にこれは努力するのだ、そういう点からいっても、取り締まりは非常に重要だと、こういうことを言っているわけですが、どうもそういう気持ちになってあの尾上の問題、黒石の問題に対処しているように見えたのでありますが、どうですか、その点。

○政府委員(宮地直邦君) 青森県警察といたしましては、われわれの今まで承知しております捜査のやり方というもののつきましましては、適正であると考えておるのであります。で、青森県本部長の話が今出ましたけれども、これは、人それぞれ表現の方法その他があるところがあるので、いろいろお感じになるところがあるかと思っておりますけれども、警察は組織として、また、今申しました取り締まり方針を堅持しておるという点におきましては、間違いないと思っております。

○岩間正男君 とにかく、その点で現地のうわさなんか聞いていますのですが、やっぱりもっとこの実態をはつきりつかんで、そうしてほんとうに選挙違反をなくすという方向に、ことに選挙で買収、供応というやつは最も悪質な破廉恥罪なんですよ。こういう問題をもっとやっばり解決しなければならぬけれども、なかなか地方においてはボスの勢力も強くて、それによって圧力があつたり、なかなかやりにくい、そういう条件もあつたりね。警察がそれにどうもそういうところで妥協している面があるのじゃないですか。こういう点が非常に感じられる。地方ほど感じられるのですけれども、どうですか。

○政府委員(宮地直邦君) 御承知のように、現在の警察制度におきまして政治的な中立性を確保しておるのであります。したがって、われわれのほうは、決して一党一派に偏せず、やれ、大いに検査せよという御意見に対しても、われわれはあくまでも証拠に基づいて適正な捜査をいたします。また、やるなという御意見があつたとしても、われわれはこれは法の命ずるままに適正なる捜査をいたすのでございます。

○岩間正男君 これで私終わりますけれども、自治大臣に特に要望したいのですが、先ほどのあなたのお話もありましたが、とにかく不可能に近いところだということではまずいと思うのです。とにかく、ああいう選挙以前の問題だというふうな話で、また、努力というよりも、非常に一般的に伺ったんでありますけれども、特に今度の選挙に臨むにあつて、やはり今までの繰り返しだけですか。私は、こういう事態が起つていふから、こういう事態に対してどういふふうにはつきり対処するのかという点、これを具体的にしないといふ、やっばりこれがこのままどうも繰り返されるのじゃないかというふうな危惧を持ちますが、どうですか。

○国務大臣(藤田弘作君) 選挙の公明化が不可能だなどということを言つたことはありません。あまりそういう独断をしてもいいまい。あなたが、保証しろと言ふから、この次の選挙からそういうものをなくする保証ができるかと言ふから、保証することはでき

ないと。公明化が不可能だというポイントの上に立てば、私は公明化運動などやりません。必ず将来日本の選挙というものは端正されて、民主主義というものは健全に育つのだという確信のもとに私はやっているのです。それと保証をするということとは問題は別であります。また、従来のやり方どおりやるのか、それはもう非常にいい方法があれば従来のやり方を幾らでも変えていきます。ところが、人間というのは意外知恵がなくて、そう言っちゃ悪いけれども、ずいぶんたくさん人の有識者が集まってもいろいろ相談してみても、特別にいい知恵というのはさう出てこない。しかし、目前に起こったこういう問題については、これをひとつ参考とし、他山の石として、こういうものは再発させない。個々の選挙違反というものは、先ほども申しましたように、なかなか絶えないかもしれないが、町ぐるみ選挙違反をやるといふようなそういう違反はまず絶対起こさせないというぐらゐの決心をもつて取り締まりあるいは公明化に臨みたい、こう思っております。

それから、先ほどおっしゃった言葉の中で、刑事局長が答弁をしなかったことが一つあります。それは、何か警察が取り締まりに対して手かげんを加えておるのじゃないかというふうなお言葉がありました。もし警察が取り締まりに手かげんを加えておるとすれば、町の一割、少なくとも町の有権者の一割に近い者を検挙して送るなどということはいたしません。これだけの大量の者が出たということは、警察がいかに厳正にやっておるかということ

の証拠であらうと、こういうふうに私は考えております。

○岩間正男君 最後に、私は要望したいのですが、このたびの違反を契機にして、公明選挙に対する調査をわざわざ人を派して自治省でやっている。これについて、もっとはっきり、たとえば、どういう人の関係があつて、それから公明選挙に使った費用のときはどういうので、さらにこれに対する意見、これの改正点、そういうような問題についてあなたのほうではこのまゝめを、まあさっきのお話だけでは非常に不十分です。もっとこの機会に検討して、そうして今後の選挙の公正を期する方法が必要だと思ひますが、これは出してもらえますか。

○國務大臣(篠田弘作君) そういうお話は、非常に私歓迎します。一体どうしてこういうものが起こつたか、警察の取り締まりとは別に、将来の選挙公明という立場から、もし私に行けと言われれば、私が行つてもよろしい。あるいは、ほかの者でも、自治省の政務次官でも局長でもいいですが、そういう責任者が行きて、そうして、このいきさつというものを警察の取り締まりとは別な角度で、そうしてずっと深く掘り下げて、それは住民の教養が足らないのか、あるいはまた、さっきあなたがおっしゃつたようなやぎ的な気分が横溢したのであるか、あるいはまた、そこに何か別の原因があつたのであるかというふうな問題について、これは非常にいい例でありますから、ほんとうに掘り下げて研究し調査をして、そうして、先ほど申しましたように、そういう違反というものを繰り返さないような努力をしたい、こういうふうに考えます。

○岩間正男君 これは、自治大臣、行つてもらえますか。自治大臣はお忙しいだらうけれども、こういう問題に乗り出して行つていただければ、ずいぶんなるにないと思ひます。

○委員長(島島徳次郎君) 他に御発言がなければ、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、商業登記法案

商業登記法案

目次

- 第一章 登記所及び登記官(第一條―第五條)
- 第二章 登記簿等(第六條―第十三條)
- 第三章 登記手続(第十四條―第二十六條)
- 第一節 通則(第十四條―第二十六條)
- 第二節 商号の登記(第二十七條―第四十二條)
- 第三節 未成年者及び後見人の登記(第四十三條―第五十條)
- 第四節 支配人の登記(第五十一條―第五十三條)
- 第五節 合名会社の登記(第五十四條―第七十三條)
- 第六節 合資会社の登記(第七十四條―第七十八條)

- 第七節 株式会社の登記(第七十九條―第九十三條)
- 第八節 有限会社の登記(第九十四條―第一百二條)
- 第九節 外国会社の登記(第一百三条―第一百六條)
- 第十節 登記の更正及び抹消(第一百七條―第一百十三條)
- 第四章 雑則(第一百十四條―第一百二十條)

附則

第一章 登記所及び登記官

(管轄登記所)

第一条 商業登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてつかさどる。

(事務の委任)

第二条 法務大臣は、一つの登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

(事務の停止)

第三条 登記所においてその事務を停止しなければならない事故が生じたときは、法務大臣は、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

(登記官)

第四条 登記所における事務は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局の長が指定した者が、登記官として取り扱う。

第五条 登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者又は四親等内の親族であつた者を含

む。以下この項において同じ。)が申請人であるときは、当該登記官は、その配偶者及び四親等内の親族以外の成年者二人以上の立会いがなければ、登記をすることができない、登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも、同様とする。

2 前項の場合には、登記官は、調書を作り、立会人と共にこれに署名押印しなければならない。

第二章 登記簿等

(商業登記簿)

第六条 登記所に次の商業登記簿を備える。

- 一 商号登記簿
 - 二 未成年者登記簿
 - 三 後見人登記簿
 - 四 支配人登記簿
 - 五 合名会社登記簿
 - 六 合資会社登記簿
 - 七 株式会社登記簿
 - 八 有限会社登記簿
 - 九 外国会社登記簿
- (登記簿等の持出禁止)
- 第七条 登記簿及びその附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。
- (登記簿の滅失と回復)
- 第八条 登記簿の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

(登記簿等の滅失防止)

第九条 登記簿及びその附属書類が滅失するおそれがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命ずることが出来る。

(登記簿等の閲覧)

第十条 何人でも、登記簿の閲覧を請求することが出来る。登記簿の附属書類についても、利害関係がある部分に限り、同様とする。

(謄抄本の交付等)

第十一条 何人でも、手数料を納付して、登記簿の謄本又は抄本の交付を請求することが出来る。登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと又は登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明についても、同様とする。

(印鑑証明)

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人若しくは会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)による管財人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することが出来る。

(手数料)

第十三条 前二条の手数料の額は、物価の状況、登記簿の謄本の交付

等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

第三章 登記手続

第一節 通則

(当事者申請主義)

第十四条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

(嘱託による登記)

第十五条 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除くほか、申請による登記に関する規定を準用する。

(当事者出頭主義)

第十六条 登記の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、当事者又はその代理人が登記所に出席してしなければならない。

(登記申請の方式)

第十七条 登記の申請は、書面で行ななければならない。

(申請書)

第十八条 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

(一)

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所

(二)

二 代理人によつて申請するとき、その氏名及び住所

(三)

三 登記の事由

(四)

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

六 登録税額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

九 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

(申請書の添附書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

(印鑑の提出)

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

第二十一条 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

第二十二条 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(受附)

第二十三条 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載

し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(受領証)

第二十四条 登記官は、登記の申請書その他の書面を受け取つた場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

(登記の順序)

第二十五条 登記官は、受附番号の順序に従つて登記をしなければならない。

(申請の却下)

第二十六条 登記官は、次の場合には、理由を附した決定で、申請を却下しなければならない。ただし、申請の不備が補正することが出来るものである場合において、申請人が即日にこれを補正したときは、この限りでない。

一 事件がその登記所の管轄に属しないとき。

二 事件が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。

三 事件がその登記所においてすでに登記されているとき。

四 事件が申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五 第十六条第一項の規定に違反して、当事者又はその代理人が出席しないとき。

六 申請書が方式に適合しないと

き。

七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規

定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

八 申請書に必要な書面を添附しないとき。

九 申請書又はその添附書面の記載が申請書の添附書面又は登記簿の記載と抵触するとき。

十 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。

十一 申請につき理由すべき登記所を経由しないとき。

十二 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。

十三 事件が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十四 事件が法令の規定により使用を禁止された商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十五 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないとき。

十六 事件が第三十五条第三項の規定に違反し、又は第三十六条第一項ただし書の規定に該当するとき。

十七 登録税を納付しないとき。

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することが出来る無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第十号の規定は、適用しない。

二十六 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内

に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添附しなければならぬ。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。

3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。

(行政区域等の変更)

第二十六條 行政区域、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

第二節 商号の登記

(類似商号登記の禁止)

第二十七條 商号の登記は、同市町村内においては、同一の営業のため他人が登記したものと判然区別することができないときは、することができない。

(登記事項等)

第二十八條 商号の登記は、営業所ごとにしなければならない。

2 商号の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 商号

二 営業の種類

三 営業所

四 商号使用者の氏名及び住所

(変更等の登記)

第二十九條 商号の登記をした者は、その営業所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地においては営業所移転の登記を、新所在地においては前条第二

項各号に掲げる事項の登記を申請しなければならない。

2 商号の登記をした者は、前条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又は商号を廃止したときは、その登記を申請しなければならない。

(商号の譲渡又は相続の登記)

第三十條 商号の譲渡による変更の登記は、譲受人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書及び商法(明治三十二年法律第四十八号)第二十四条第一項の規定に該当することを証する書面を添附しなければならない。

3 商号の相続による変更の登記を申請するには、申請書に相続を証する書面を添附しなければならない。

(営業譲渡の際の負債の登記)

第三十一條 商法第二十六条第二項の登記は、譲受人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書を添附しなければならない。

(相続人による登記)

第三十二條 相続人が前三条の登記を申請するには、申請書にその資格を証する書面を添附しなければならない。

(商号の抹消)

第三十三條 商法第三十一条の規定によつて商号の抹消を申請する者は、申請書に抹消につき利害關係を有することを証する書面を添附しなければならない。

2 第一百十條から第一百十二條までの規定は、前項の申請があつた場合に準用する。

3 登記官は、前項で準用する第一百十一條の規定により異議が理由があるとする決定をしたときは、第一項の申請を却下しなければならない。

第三十四條 第二十八條、第二十九条並びに第三十條第一項及び第二項の規定は、会社については、適用しない。

(商号の仮登記)

第三十五條 会社は、その本店を移転しようとするときは、移転すべき地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができる。

2 商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 商号

二 目的

三 本店を移転すべき市町村

四 本店

五 本店移転の登記までの予定期間

問

3 前項第五号の期間(以下「予定期間」という)は、三年をこえることができない。

4 商号の仮登記をするには、政令で定める額の金銭を供託しなければならない。

第三十六條 会社は、政令で定める額の金銭を供託して、予定期間の伸長の登記を申請することができる。ただし、伸長により前条第三項の規定に反することとなるときは、この限りでない。

2 会社は、前条第二項第二号又は第四号に掲げる事項に変更を生じ

たときは、その登記を申請しなければならない。

第三十七條 会社は、商号を変更したとき、その他商号の仮登記の必要がなくなつたときは、その抹消を申請しなければならない。

2 商法第三十一条及びこの法律第三十三條の規定は、会社が前項の規定による申請をしない場合に準用する。

第三十八條 商号の仮登記の申請書には、会社の登記簿の謄本、登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書及び供託物受入の記載がある供託書の謄本を添附しなければならない。

2 第三十六條又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添附しなければならない。

3 第三十六條第一項の登記の申請書には、供託物受入の記載がある供託書の謄本を、同条第二項の登記の申請書には、会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添附しなければならない。

4 第二十條第一項及び第二項の規定は、商号の仮登記に関する申請については、適用しない。

第三十九條 商号の仮登記は、第二十七條の規定の適用については、商号の登記とみなす。

第四十條 登記官は、会社が予定期間内に本店移転の登記をしたとき、又は会社が本店移転の登記を

しないで予定期間が経過したときは、商号の仮登記を抹消しなければならない。

第四十一條 会社は、予定期間内に本店移転の登記をしたときは、供託金を取り戻すことができる。ただし、商号の仮登記をした後にその商号を変更したときは、この限りでない。

2 商号の仮登記が抹消されたときは、前項の場合を除き、供託金は、国庫に帰属する。

(市町村の意義)

第四十二條 第二十七條及び第三十五條第二項第三号の市町村は、商法第十九條の市町村とする。

第三節 未成年者及び後見人の登記

(未成年者登記の登記事項等)

第四十三條 商法第五條の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 未成年者の氏名、出生の年月日及び住所

二 営業の種類

三 営業所

2 第二十九條の規定は、未成年者の登記に準用する。

(申請人)

第四十四條 未成年者の登記は、未成年者の申請によつてする。

2 営業の許可の取消しによる消滅の登記又は営業の許可の制限による変更の登記は、法定代理人も申請することができる。

3 未成年者の死亡による消滅の登記は、法定代理人の申請によつてする。

4 未成年者が成年に達したことに
よる消滅の登記は、登記官が、職
権ですることができる。

(添附書面)

第四十五条 商法第五条の規定によ
る登記の申請書には、法定代理人
の許可を得たことを証する書面を
添附しなければならない。ただ
し、申請書に法定代理人の記名押
印のあるときは、この限りでな
い。

2 後見人が未成年者の営業を許可
した場合において、後見監督人が
ないときはその旨を証する書面
を、後見監督人があるときはその
同意を得たことを証する書面を、
前項の申請書に添附しなければな
らない。

3 前二項の規定は、営業の種類
の増加による変更の登記の申請に準
用する。

第四十六条 未成年者がその営業所
を他の登記所の管轄区域内に移転
した場合の新所在地における登記
の申請書には、旧所在地において
した登記を証する書面を添附しな
ければならない。

第四十七条 未成年者の死亡による
消滅の登記の申請書には、未成年
者が死亡したことを証する書面を
添附しなければならない。

(後見人登記の登記事項等)

第四十八条 商法第七条の規定によ
る登記において登記すべき事項
は、次のとおりとする。

- 一 後見人の氏名及び住所
- 二 無能力者の氏名及び住所
- 三 営業の種類

四 営業所

2 第二十九条の規定は、後見人の
登記に準用する。

(申請人)

第四十九条 後見人の登記は、後見
人の申請によつてする。

2 無能力者が能力者となつたこと
による消滅の登記は、その者も申
請することができる。

3 後見人の退任による消滅の登記
は、新後見人も申請することがで
きる。

(添附書面)

第五十条 前条第二項又は第三項の
登記の申請書には、無能力者が能
力者となつたこと又は後見人が退
任したことを証する書面を添附し
なければならない。

2 第四十五条第二項及び第三項並
びに第四十六条の規定は、後見人
の登記に準用する。

第四節 支配人の登記

(登記事項等)

第五十一条 支配人の登記において
登記すべき事項は、次のとおりと
する。

- 一 支配人の氏名及び住所
- 二 営業主の氏名及び住所
- 三 営業主が数個の商号を使用し
て数種の営業をするときは、支
配人が代理すべき営業及びその
使用すべき商号
- 四 支配人を置いた営業所
- 五 数人の支配人が共同して代理
権を行なうべきことを定めたこ
とは、その規定
- 2 第二十九条の規定は、支配人の
登記に準用する。

(会社の支配人の特則)

第五十二条 会社の支配人の登記
は、会社の登記簿にする。

2 前項の登記においては、前条第
一項第二号に掲げる事項を登記す
ることを要しない。

第五十三条 会社の支配人の選任の
登記の申請書には、支配人の選任
及び第五十一条第一項第五号に掲
げる事項を証する書面を添附しな
ければならない。

2 会社の支配人の代理権の消滅又
は第五十一条第一項第五号に掲げ
る事項の設定、変更若しくは消滅
の登記の申請書には、これを証す
る書面を添附しなければならない。

3 会社の支配人の登記の申請書に
は、本店の所在地の登記所に申請
する場合を除き、登記所が作成し
た会社の代表者の印鑑の証明書を
添附しなければならない。

第五節 合名会社の登記

(添附書面の通則)

第五十四条 登記すべき事項につき
総社員の同意又はある社員若しく
は清算人の一致を要するときは、
申請書にその同意又は一致があつ
たことを証明する書面を添附しな
ければならない。

(設立の登記)

第五十五条 設立の登記は、会社を
代表すべき者の申請によつてす
る。

2 前項の登記の申請書には、定款
を添附しなければならない。

(支店所在地における登記)

第五十六条 第十六条第一項の規定
は、本店及び支店の所在地におい

て登記すべき事項について支店の
所在地においてする登記の申請に
ついては、適用しない。

2 前項の登記の申請書には、本店
の所在地においてした登記を証す
る書面を添附しなければならない。
この場合には、他の書面の添
附を要しない。

3 支店の所在地において商法第六
十四条第一項に掲げる事項を登記
する場合には、会社成立の年月日
並びに支店を設置し、又は移転し
た旨及びその年月日をも登記しな
ければならない。

(本店移転の登記)

第五十七条 本店を他の登記所の管
轄区域内に移転した場合の新所在
地における登記の申請は、旧所在
地を管轄する登記所を経由してし
なければならない。第二十条第一
項又は第二項の規定により新所在
地を管轄する登記所にする印鑑の
提出も、同様とする。

2 前項の登記の申請と旧所在地に
おける登記の申請とは、同時にし
なければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第
十八条の書面を除き、他の書面の
添附を要しない。

第五十八条 旧所在地を管轄する登
記所においては、前条第二項の登
記の申請のいずれかにつき第二十
四条各号に掲げる事由があるとき
は、これらの申請を共に却下しな
ければならない。

2 旧所在地を管轄する登記所にお
いては、前項の場合を除き、遅滞
なく、前条第一項の登記の申請書
及びその添附書類並びに同項の印

鑑を新所在地を管轄する登記所に
送付しなければならない。

3 新所在地を管轄する登記所にお
いては、前項の申請書の送付を受
けた場合において、前条第一項の
登記をしたとき、又はその登記の
申請を却下したときは、遅滞な
く、その旨を旧所在地を管轄する
登記所に通知しなければならない。

4 旧所在地を管轄する登記所にお
いては、前項の規定により登記を
した旨の通知を受けるまでは、本
店移転の登記をすることができな
い。

5 新所在地を管轄する登記所にお
いて前条第一項の登記の申請を却
下したときは、旧所在地における
登記の申請は、却下されたものと
みなす。

第五十九条 第五十六条第三項の規
定は、新所在地における登記に準
用する。

(入退社の登記)

第六十条 社員の入社又は退社によ
る変更の登記の申請書には、その
事実を証する書面を添附しなけれ
ばならない。

(解散の登記)

第六十一条 解散の登記において登
記すべき事項は、解散の旨、その
事由及び年月日とする。

2 定款に定めた事由の発生による
解散の登記の申請書には、その事
由の発生を証する書面を添附しな
ければならない。

3 会社を代表すべき清算人の申請
に係る解散の登記の申請書には、

その資格を証する書面を添附しなければならない。ただし、商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人については、この限りでない。

(清算人の登記)

第六十二条 業務執行社員が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、定款を添附しなければならない。

2 社員が選任した清算人の選任の登記の申請書にはその者が就任を承諾したことを証する書面を、裁判所が選任した清算人の選任の登記の申請書にはその選任並びに商法第二百二十三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添附しなければならない。

第六十三条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記)

第六十四条 商法第十九条ノ二の規定による登記の申請書には、会社財産の処分が完了したことを証する総社員が作成した書面を添附しなければならない。

2 商法第二百三十四条の規定による登記の申請書には、清算人がその計算の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(継続の登記)

第六十五条 会社の設立の無効又は取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、継続の登記の申請書は、その判決の謄本を添附しなければならない。

(合併の登記)

第六十六条 合併による変更又は設立の登記においては、合併により消滅する会社（以下「消滅会社」という。）の商号及び本店並びに合併した旨をも登記しなければならない。

第六十七条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

- 一 消滅会社の総社員の同意があつたことを証する書面
- 二 商法第百条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面
- 三 消滅会社の登記簿の謄本。ただし、当該登記所の管轄区域内に消滅会社の本店又は支店がある場合を除く。

第六十八条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

- 一 定款
 - 二 前条各号に掲げる書面
 - 三 設立委員の資格を証する書面
- 2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。
- 第六十九条 合併による解散の登記の申請については、合併後存続する会社（以下「存続会社」という。）又は合併により設立した会社（以下「新設会社」という。）を代表すべき者が消滅会社を代表する。

る会社（以下「存続会社」という。）又は合併により設立した会社（以下「新設会社」という。）を代表すべき者が消滅会社を代表する。

2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に存続会社又は新設会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第六十六条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添附書面に關する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第七十条 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、合併による変更又は設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

2 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所において、合併による変更又は設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

(組織変更の登記)

第七十一条 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合資会社に

ついてする登記においては、会社成立の年月日、合名会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第七十二条 前条の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

- 一 定款
- 二 有限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面

第七十三条 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合資会社に

2 申請書の添附書面に關する規定は、合名会社については、適用しない。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいづれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

第六節 合資会社の登記

(設立の登記)

第七十四条 設立の登記の申請書には、有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面を添附しなければならない。

(出資履行の登記)

第七十五条 有限責任社員の出資の履行による変更の登記の申請書には、その履行があつたことを証する書面を添附しなければならない。

(合併の登記)

第七十六条 第七十四条の規定は、合併による変更又は設立の登記に準用する。

(準用規定)

第七十七条 第五十四条から第七十条までの規定は、合資会社の登記に準用する。

(組織変更等の登記)

第七十八条 合資会社が合名会社として会社を継続し、又は合名会社に組織を変更した場合の合名会社に

2 第七十一条及び第七十三条の規定は、前項の場合に準用する。

第七節 株式会社の登記

(添附書面の通則)

第七十九条 登記すべき事項につき株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添附しなければならない。

(設立の登記)

第八十条 設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

- 一 定款
- 二 株式の申込み及び引受けを証する書面
- 三 発起人が商法第六十八条ノ二に規定する事項を定めたときは、これを証する書面
- 四 取締役及び監査役又は検査役の調査報告書及びその附属書類
- 五 検査役の報告に關する裁判があつたときは、その謄本

六 発起人が取締役及び監査役を選任したときは、これに関する書類

七 創立総会の議事録

八 取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

九 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

十 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

(取締役等の変更の登記)

第八十一条 取締役、代表取締役又は監査役の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添附しなければならない。

2 取締役、代表取締役又は監査役の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添附しなければならない。

(新株発行による変更の登記)

第八十二条 新株発行による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 株式の申込み及び引受けを証する書面

二 商法第二百八十条ノ八の規定により検査役の調査を要するときは、検査役の調査報告書及びその附属書類

三 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

四 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

(転換株式等の転換による変更の登記)

第八十三条 転換株式又は転換社債の転換による変更の登記の申請書には、株式又は社債の転換の請求を証する書面を添附しなければならない。

(準備金の資本組入による変更の登記)

第八十四条 準備金の資本組入による変更の登記の申請書には、準備金の存在を証する書面を添附しなければならない。

(株式の分割による変更の登記)

第八十五条 株式の分割による変更の登記の申請書には、第八十七条第二号に掲げる書面を添附しなければならない。

(株式の消却による変更の登記)

第八十六条 株主に配当すべき利益をもつてする株式の消却による変更の登記の申請書には、利益の存在を証する書面及び次条第二号に掲げる書面を添附しなければならない。

(資本減少による変更の登記)

第八十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 第六十七条第二号に掲げる書面

二 株式の併合又は消却をしたときは、商法第三百七十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

(名義書換代理人等の設置による変更の登記)

第八十八条 名義書換代理人又は登録機関を置いたことによる変更の

登記の申請書には、定款及びこれらの者との契約を証する書面を添附しなければならない。

(転換社債の登記)

第八十九条 転換社債の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 転換社債の申込み及び引受けを証する書面

二 商法第三百三条の払込みがあつたことを証する書面

2 第二回以後の転換社債の払込みによる変更の登記の申請書には、その払込みがあつたことを証する書面を添附しなければならない。

(合併の登記)

第九十条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 合併契約書

二 消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面

三 第六十七条第二号及び第三号に掲げる書面

四 合併により株式の併合又は分割をしたときは、第八十七条第二号に掲げる書面

第九十一条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 前条各号に掲げる書面
二 第八十条第一号及び第七号から第九号までに掲げる書面
三 第六十八号第三号に掲げる書面
(準用規定)
第九十二条 第五十五条第一項、第

五十六号から第五十九号まで、第六十一条から第六十三号まで、第六十四条第二項、第六十六号、第六十八号第二項、第六十九号及び第七十号の規定は、株式会社に準用する。

(組織変更の登記)

第九十三条 株式会社が有限会社に組織を変更した場合の有限会社についてする登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 定款

二 第六十七条第二号に掲げる書面

三 会社に現存する純資産額を証する書面

四 第九十五条第三号及び第四号に掲げる書面

五 社債の償還を完了したことを証する書面

2 第七十一条及び第七十三条の規定は、前項の場合に準用する。

第八節 有限会社の登記

(添附書面の通則)

第九十四条 登記すべき事項につき社員総会の決議又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書に社員総会の議事録又はある取締役若しくは清算人の一致があつたことを証する書面を添附しなければならない。

資の目的たる財産全部の給付があつたことを証する書面

三 取締役が就任を承諾したことを証する書面

四 監査役を置いたときは、監査役が就任を承諾したことを証する書面

(資本増加による変更の登記)

第九十六条 資本増加による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 出資の引受けを証する書面

二 出資金額の払込み又は現物出資の目的たる財産全部の給付があつたことを証する書面

(資本減少による変更の登記)

第九十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、第六十七条第二号に掲げる書面を添附しなければならない。

(合併の登記)

第九十八条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 合併契約書

二 消滅会社の社員総会又は株主総会の議事録

三 第六十七号第二号及び第三号に掲げる書面
四 消滅会社が株式会社であるときは、第九十三条第一項第五号に掲げる書面
第九十九条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。
一 前条各号に掲げる書面
二 第九十五条第一号、第三号及び第四号に掲げる書面

三 第六十八條第三号に掲げる書面

(継続の登記)

第二百条 継続の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

- 一 新たに社員を加えたときは、その加入を証する書面
- 二 会社の設立の取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、その判決の謄本

(準用規定)

第二百一条 第八十一条及び第九十二条の規定は、有限会社に準用する。

(組織変更の登記)

第二百二条 有限会社が株式会社に組織を変更した場合の株式会社に就いてする登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一定款

- 一 第八十条第八号及び第九号に掲げる書面
- 二 第九十三條第二号及び第三号に掲げる書面

2 第七十一条及び第七十三條の規定は、前項の場合に準用する。

第九節 外国会社の登記

(申請人)

第二百三条 外国会社の登記の申請につき会社を代表すべき者は、日本における代表者とする。

(営業所設置の登記)

第二百四条 外国会社の営業所の設置の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

一 本店の存在を認めるに足る書面

二 日本における代表者の資格を証する書面

三 外国会社の定款その他外国会社の性質を識別するに足る書面

面

2 前項の書類は、外国会社の本店の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けたものでなければならない。

3 第一項の登記の申請書に他の登記所の登記簿の謄本で当該営業所を設置した旨の記載があるものを添附したときは、同項の書類の添附を要しない。

(変更の登記)

第二百五条 日本における代表者の変更又は外国において生じた登記事項の変更についての登記の申請書には、その変更の事実を証する外国会社の本店の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けた書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書に他の登記所においてすでに同項の登記をしたことを証する書面を添附したときは、同項の書類の添附を要しない。

(移転の登記)

第二百六条 外国会社がその営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の住所所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添附しなければならない。

第十節 登記の更正及び抹消

(更正)

第二百七条 登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添附しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第二百八条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、登記をした者にその旨を通知しなければならない。

ただし、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、その限りでない。

2 前項ただし書の場合において、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局の長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。

(抹消の申請)

第二百九条 登記が次の各号に該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一 第二十四条第一号から第三号までに規定する事由があること。

二 登記された事項につき無効の原因があること。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができるときを除く。

2 第二百七条第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

(職権抹消)

第二百十條 登記官は、登記が前条第一項各号に該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消する

べき旨を通知しなければならない。

2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知にかえ官報で公告しなければならない。

3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第二百十一条 登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。

第二百十二条 登記官は、異議を述べた者がいないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

第二百十三条 前三條の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

第四章 雜則

(審査請求事由)

第二百十四條 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができ

(審査請求書)

第二百十五條 審査請求をするには、

登記官に審査請求書を提出しなければならない。

(審査請求事件の処理)

第二百十六條 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第二百十七條 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を附して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

第二百十八條 法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の規定の適用除外)

第二百十九條 行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)第十四条、第十七條、第二十四條、第二十五條第一項ただし書、第三十四條第一項から第六項まで、第三十七條第六項、第四十條第三項から第六項まで並びに第四十三條の規定は、第二百十四條の審査請求については、適用しない。

(省令への委任)

第二百二十條 この法律に定めるもののほか、登記簿の調整、登記申請書の様式及び添附書面、その他この法律の施行に關し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する

2 この法律の施行に伴い必要な経

過措置その他の事項は、別に法律で定める。

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪関係者の補償に関する請願(第一六〇一号)

第一六〇一号 昭和三十八年三月一日受理

戦争犯罪関係者の補償に関する請願

請願者 佐賀県唐津市坊主町四

六四 樋口敬七郎

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

昭和三十八年三月二十八日印刷

昭和三十八年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局